

平成31年3月1日
海事局安全政策課

海運分野の飲酒対策に関する検討会の設置及び 第1回検討会の開催について

国土交通省は、海運分野における飲酒に係る不適切事案の発生状況等を踏まえ、有識者検討会を設置し、酒気帯び状態での航海当直（操船等業務）を防止するためのアルコール検査の導入、事業者の飲酒に係る安全管理体制のあり方等について検討を行います。

1. 検討会の設置目的

交通輸送モードにおける飲酒に係る安全対策強化への関心が高まる中、海運分野においても、飲酒に係る不適切事案が発生しています。そのため、国土交通省海事局において有識者検討会を設置し、諸外国の船舶の飲酒規制及び他の輸送モードの飲酒規制等を参考にしつつ、酒気帯び状態での航海当直を防止するための具体的な方策について検討を行います。

2. 主な検討事項

- 航海当直者の酒気帯び状態での業務を防止するための、アルコール検査の導入に向けた検討。
- 事業者の飲酒に係る安全管理体制のあり方の検討。
- その他

3. 検討会メンバー

別紙1のとおり

4. 第1回検討会の開催

- (1) 日 時：平成31年3月5日（火）14時00分～
- (2) 場 所：中央合同庁舎第3号館 4階特別会議室
- (3) 議 題：海運分野における飲酒対策等に係る現状、論点整理、今後の進め方等
- (4) 取 材：会議は非公開ですが、冒頭の撮影のみ可能です。
カメラ撮りを希望される方は、3月4日（月）17時までにFAX（別紙2）にてご登録頂き、当日は13：45までに直接会場にお越しください。

【問い合わせ先】

国土交通省海事局安全政策課 小沼、本多、酒井
代表：03-5253-8111（内線43-531、43-555、43-557）
直通：03-5253-8631 FAX：03-5253-1642